

※太枠内は記入しないでください

受講資格確認		受講資格確認	受付印
実施管理者	担当		
年 月 日			

木造建築物の組立て等作業主任者技能講習受講申込書

氏名 フリガナ	生年月日	昭和 年月日 平成 年月日	
旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無 (いずれかを○で囲む)			
併記を希望する 氏名又は通称			
最終学歴	校	科 卒業	
※下記実務経験の証明期間が3年以上ある場合は記入の必要はありません			
現住所	〒 一		
連絡先電話(緊急時に連絡が取れる番号) : ()			
実務経験	作業内容: 木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業		
	① 年 月 ~ 年 月	② 年 月 ~ 年 月	③ 年 月 ~ 年 月
	計 年 ヶ月		
事業主証明	番の実務経験について、上記のとおり相違ないことを証明いたします。 年 月 日		
	事業所名 及び所在地		
	代表者氏名	印	
	電話番号		

講習の一部免除 を希望する範囲	学科 の一部	修了試験 の一部	該当事由	(裏面の『2受講免除資格』欄の (1)~(12)のうち、複数選択可)
--------------------	-----------	-------------	------	---------------------------------------

申込日 年 月 日

申込者氏名
(申込者本人自署)

[備考]

- 1 学歴及び履修科目を受講資格とする場合は、その資格を有することを証する書面を添付すること。
- 2 個人事業主及びその縁故関係の方は、事業主証明欄に記入・捺印の他に上記実務経験を証明する実務経験証明書(様式第1-2号)を添付すること。
- 3 技能講習の一部の免除を受けようとする場合は、その資格を有することを証する書面を添付すること。
(免除の詳細については裏面参照)
- 4 個人情報保護に関する法律により、記入いただいた個人情報については技能講習の実施及び修了証の管理以外には使用いたしません。
- 5 「氏名」の欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無を○で囲むこと。併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入すること。
- 6 旧姓又は通称を希望する場合は、氏名等が確認できる書類を添付すること。
- 7 **旧姓を使用した氏名を希望する場合は**、戸籍謄本、住民票の写し(市町村が発行した原本でマイナンバーの記載のないもの(以下同じ)又は、自動車運転免許証等公的機関の証明書等で、旧姓が確認できるものを添付すること。
- 8 **通称を使用した氏名を希望する場合は**、住民票の写し等公的機関の証明書で、登録した通称が確認できる書類を添付すること。
- 9 「通称」とは、外国人の方のように本国名とは別に、社会生活上日常的に使用している日本式の名前を通称として住民票に記載している場合などであって、住民票への記載を行っていない通称は含みません。

1. 受講資格

- (1) 木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付け（以下「構造部材の組立て等の作業」といふ。）の作業に3年以上従事した経験を有する者（作業経験は満18歳になってからのもの。）
- (2) 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上構造部材の組立て等の作業に従事した経験を有するもの
- (3) その他 イ～ホの経験を有し、その後2年以上構造部材の組立て等の作業に従事した経験を有する者

(イ) 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第2の訓練科の欄に定める建築施工系木造建築科、建築施工系とび科又は建築施工系プレハブ建築科の訓練を修了した者

(ロ) 職業能力開発促進法施行規則第9条に定める専門課程又は同令36条の2第2項に定める特定専門課程の高度職業訓練のうち、同令別表第6の訓練科の欄に定める居住システム系建築科又は居住システム系住居環境科の訓練を修了した者

(ハ) 旧職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、平成5年改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第3の訓練科の欄に掲げる建築科、とび科又はプレハブ建築科の訓練（職業訓練法第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び旧職業訓練法第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した者（とび科においては木造軸組みについての技能を専攻した者に限り、プレハブ建築科においては木質構造施工についての技能を専攻したものに限る。）

(ニ) 旧職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、平成5年改正前の能開法施行規則別表第3の2の訓練科の欄に掲げる建築科の訓練（職業訓練法第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び旧職業訓練法第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した者

(ホ) 職業訓練法昭和53年改正省令附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成5年改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。）のうち旧職業訓練法施行規則別表第2の訓練科の欄に掲げる建築科、とび科若しくはプレハブ建築科の訓練の例により行われる訓練を修了した者 又は 旧職業訓練法第8条第1項の養成訓練のうち旧職業訓練法規則別表第2の訓練科の欄に掲げる建築科、とび科若しくはプレハブ建築科の訓練を修了した者（とび科においては木造軸組みについての技能を専攻した者に限り、プレハブ建築科においては木質構造施工についての技能を専攻したものに限る。）

2. 受講の一部免除資格と免除科目

受講免除資格	免除科目
(1) 型わく支保工の組立て等作業主任者技能講習を修了した者	
(2) 足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者	② ③
(3) 鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者	
(4) 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者	
(5) 1の受講資格(3)-(イ)に該当する者	
(6) 1の受講資格(3)-(ロ)に該当する者	
(7) 1の受講資格(3)-(ハ)に該当する者	
(8) 1の受講資格(3)-(ニ)に該当する者	
(9) 1の受講資格(3)-(ホ)に該当する者	
(10) 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げる建築科、とび科又はプレハブ建築科の訓練（旧職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、職業訓練法第10条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧職業訓練法第8条第1項の能力再開発訓練として行われたものを含む。）を修了した者（とび科においては木造軸組みについての技能を専攻した者に限り、プレハブ建築科においては木質構造施工についての技能を専攻したものに限る。）	① ②
(11) 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）別表に掲げる検定職種のうち、建築大工又はとびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者	
(12) 職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる建築科、とび科又はプレハブ建築科の職業訓練指導員免許を受けた者	①②③

①木造建築物の組み立て、屋根下地の取付け等に関する知識（7時間）

②工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識（3時間）

③作業者に対する教育等に関する知識（1.5時間）

④関係法令（1.5時間）